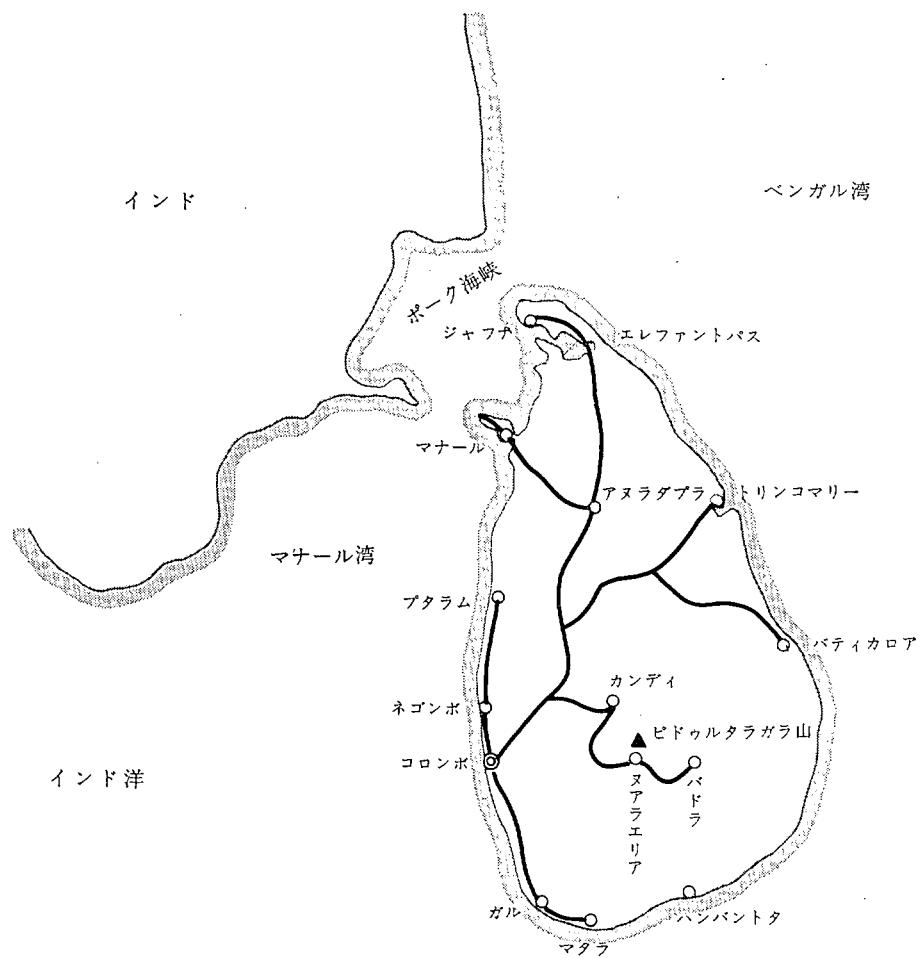


# セイロン



## セイロン

面 積	6.56万km <sup>2</sup>
人 口	1275万人（1971年）
首 都	コロンボ
言 語	シンハラ語、タミール語
宗 教	仏教、ヒンドゥ教、イスラム教、キリスト教
政 体	立憲制（英連邦内自治領）
元 首	エリザベス2世女王
通 貨	セイロン・ルピー（1米ドル=IMFレート5.95ルピー =FEECレート9.2ルピー）
会計年度	1月～12月
度量衡	ヤード・ポンド法

## 1971年のセイロン

### 国内政治

1970年経済苦境の中に発足した現政権は、1971年4月から1915年の反英暴動に匹敵する騒乱に見まわれた。3月に入ってアメリカ大使館爆弾事件、T.B. テネクーン社会事業相誘かい計画事件など治安が悪化し、政府は毛青年戦線またチエ・ゲバラ派といわれる人民解放戦線 Janatha Vimukthi Peramuna (JVP) という過激団体の活動を警告し16日非常事態を宣言した。4月5日ウエーラワヤ交番その他に襲撃事件がおこると、国内一部に外出禁止令がしかれ、7日には全国に適用され、政府軍隊の出動による掃討作戦が始まられた。反徒の数は2~4万と諸説があり、多く西部、北中部、南部で蜂起した。事態は5月末に平靜化し、外出禁止令も緩和され、6月には学校も再開された。8月アヌダラプラ、ボロナルリなどに外出禁止令が再施行されたが、11月15日全国的に解除された。政府は5月、6月に2回降伏呼びかけの大赦令を出したが、逮捕者の総数は1万4000人と云われた。7月21日バンダラナイケ首相が下院で行なった中間報告では政府側死者60人、負傷者312人、交番74が襲われ、財産損害1億ルピー(11日のペレラ藏相財政演説は直接間接4億ルピーとする)としている。事件の真因はまだ明らかでなく、単純な失業青年の政府への反抗、インドのテロ団体ナクサライトとの連絡、ソ連、中国、CIA陰謀、与党自由党内右派と野党統一国民党との合作などの諸説がある。政府は4月半ば北朝鮮大使館員を追放し、また北京派共産党幹部 N. Shanmugadasan, S.D. バンダラナイケを逮捕した。7月バンダラナイケ首相は中間報告で、いかなる外国の介入もなかったと声明した。事件発生とともに政府は各国に援助を求め、インド、パキスタン、ソ連、ユーゴ、アラブ連合、イギリス、アメリカの



ケゴール地区における軍隊の検問

(©朝日新聞社)

武器援助、中国の借款供与があった。逮捕者には軍人、警官、与党政治家、放送公社理事、情報相秘書も含まれた。政府は言論統制を廻行し、反徒の活動について、統一国民党政権時代の1969年、1970年に John Attygalle が公安審議会に警告の報告書を提出していたことを指摘し、暗に前政府を批判したが、これについて前首相 D. セナナヤケは9月に弁明文を発表し、反徒はむしろ1970年選挙で現政権与党的支援者であることを指摘した。反徒の根拠地がシンハラ仏教徒の居住する与党の強力な地盤で、親野党的カトリック教徒、タミール人の地域でなかったことは事実であり、逮捕された JVP の Mahinda Wijesekera (モスクワ派共産党員) も、1970年選挙での与党応援を述べている。政府は、事件は青年が反動派に欺かれておこしたものという態度をとり、与党モスクワ派共産党、平等党も8~9日の党中央執行委員会では同じ決議を発表した。政府は M. セナナヤケ灌漑・動力・道路相を長として更生委員会を設け、各地に収容センターをおき、更生指導に当り、事情を調査して関係の少ないものを釈放とともに、失業問題の解決、経済開発のため5ヵ年計画に着手する方針を示した。しかし事件は既成政党

組織で吸収できない青年の不満にあることも意味しているのである。

政党・労働組合の動向——自由党 (SLFP), 平等党 (LSSP), 共産党 (CP) モスクワ派からなる統一戦線 (United Front) の現政権は、2月の自由党大会で M. Senanayake 灌漑・動力・道路相が、党の独自性は保つと述べ、平等党は4月の反乱事件で V. Nanayahakera 議員が逮捕され、7月 D. Weerasekera 議員が自由党に転党し、共産党は9月に統一戦線脱退の噂があったが、モスクワから帰国した P. Keuneman 住宅相はこれを否定するなどの動きがあり、連立はつづいている。他方、野党のタミール会議派 (TC) の3議員は3月パンダラナイケ首相と会談し、与党となることを決定し、また統一国民党 (UNP) の副総裁で議会リーダーの J. R. Jayawardena は、2月26日政府に対し全面反対はしないと述べ、これに対し党首 D. Senanayake は批判的立場を明らかにした。人民統一戦線 (MEP) の J. W. Perera も2月19日 P. Gunawardene の個人指導に反対し、現政府支持を表明した。したがって地方議会選挙での敗北はあるが、現政権は安定した立場にあり、とくに4月からの騒乱には各党からの支持を取りつけた。

現政権支持の労働組合には自由党系のスリランカ独立労働組合連合 (SLITUF), 平等党系のセイロン労働連合 (CFL), 共産党系のセイロン労働組合連合 (CFTU) があり、組合員は8~10万で、これらはまた労働組合合同委員会 (JCTUO) に参加している。政府は重大決定については、これら組合の協力を求めており、また7月にはセイロン使用者連盟 (EFC) との3年間の平和協定、最低賃金を月180ルピーに引上げる協約の成立を仲介した（北京派共産党系のセイロン労働組合同盟はこれを批判）。

憲法定問題——1月17日憲法問題担当相のコルビン・R・デ・シルバは、憲法問題運営委員会に38項目からなる基本決議草案 (Draft Basic Resolution) を付託した。これに対し野党統一国民党の修正案の提出（3月30日否決）、全セイロン・シンハラ協会の仏教社会主義の明示、セイロン商業労働組合 (Ceylon Mercantile Union) の書記長 Bala Tamroe の私有財産禁止規定、セイロン労働者会議 (Ceylon Workers Congress) の労働者憲章の挿入などの要

求があったほか、20項、31項の規定が裁判官の任免が議会に左右される印象を与えたことに対し、弁護士協会などの猛反対があり、政党は3月14日この項の改正、追加案を出した。また12項の公用語の条文で、6月野党連邦党はタミール語の併用を主張して会議を退場し、党員でこれに従わなかった C. X. Martyn 議員が除名される事件もあった（8月復党）。スリランカを独立共和国とする1項は3月14日満場一致で可決され、国家政策原則の4項は5月15日採択されるなど審議は進行して終了し、12月24日シルバ大臣は、16章、134項の憲法草案を委員会に提出したが、29日正式に受理され、1972年1月より審議が行なわれる。

上院廃止——政府系議員8名に対し、野党系議員22名とされる上院の廃止法案（憲法改正法案）は、1970年10月27日下院で可決された後、上院の反対で流れたが、1971年5月21日下院は2回目の廃止法案を可決し、上院に送った。上院はこれを第2読会まで審議していたが、廃止期限の9月28日となり、10月1日下院議長は上院の廃止法を送付し、裁可を求め、3日裁可された。上院で審議を終了し、または審議中の法案、企業収用法、最高控訴裁判所法、国民貯蓄銀行法、内国歳入法、フィルム公社法、インド・セイロン協定（実施）法は成立を認められた。また上院出の法務相 J. M. Jayamanne、郵政電信相 Ch. Kumarasurier は4カ月後に辞任が必要となる。なお上院廃止法の無効を最高裁判所に訴えた C. Suntharalingam の告訴は、10月31日却下された。

行政改革——行政(CSA)改革については、F. D. パンダラナイケ行政・地方自治・内務相によって進められているが、政府が重視しているのは行政への人民参加であり、この必要は4月反乱の経験、5カ年計画の着手から高まっている。行政部局内の労働者諮問委員会 (Worker's Council)、地方レベルでの開発計画の提案、作成に当る地方開発審議会 (Divisional Development Council) は、ペレラ蔵相の財政演説では585設けられたとされている。とくに注目されるのは人民委員会 (Janatha (または Jana) Committee) で、この法律は1月23日下院を通過し、L. Fernandes 委員長が設立を進めている。委員会は地方自治体の選挙区 (Ward) ごとに一つ設けられ、委員は11人で、

うち3人は18~25歳の青年とし、選手区代議員も入る。委員の任命は各政党の推せんリストから、メリット中心に委員長が選抜したものを大臣が任命することになっており、8月で2,000人の委員会ができ、5,000人の委員が任命され、12月には2万2000人が任命されていた。人民委員会は政府機関の権力乱用、怠慢、浪費、必需品取扱い公認商人の不法行為を監視し、人民機関（協同組合）の設立を促進し、開発計画を提案し、出生・結婚・死亡証明書の取得を助け、地域の人種・宗教その他の原因による紛争をなくするために活動することになっている。委員会が既成の政党、その他機関で果せなかつた住民の要求を吸収できるか否かは大きい意味をもつだらう。

なお司法についてはイギリスの枢密院（Privy Council）に依拠していた最高控訴裁判を脱却し、最高控訴裁判所を設ける法律が成立した。

## 対外関係

非同盟中立主義は、従来からのセイロン外交の基本態度であり、バンダラナイケ首相は1月14日シンガポールでの英連邦首相会議で、インド洋平和地帯結成を提案し、イギリスの南アフリカへの武器売却に関連し、商業、海上交通確保についてイギリスの関心は理解できるが、問題は南アフリカが世界の良心を破っていることだと批判した。また自力で独立した中立的なベトナムとカンボジアの重要性にふれ、シアヌーク政権を転ぶくさせた結果は、事態を悪化させ、中立主義友人の没落は、セイロンに不幸であったと述べた。中東問題では武力による領土占領に反対し、中国の国連加入の必要を説き、10月の国連総会でも同じようにインド洋平和地帯を提案した。インド洋平和地帯は、イギリス兵力のシンガポール撤退、インド・パキスタンをめぐるソ連、中国、アメリカの角逐の圧力がセイロンにせまっていることの反映に他ならないといえる。

インド・パキスタンとの関係——4月の反乱事件に対して、インドもパキスタンもヘリコプターなどの援助を供給した。インド系タミール人問題、Moosajee、Jafferjeeなどのインド系有力商社への反感から、セイロンの一部にはパキスタンに

好意的なものもあるが、借款等の経済関係からインドとの関係は強く、6月にはインド系タミール人引揚協定の改正が定まり（主として引揚者の携行資金、人数の改正）、8月にはインドとの経済協力強化についてバンダラナイケ首相の訪印が伝えられた。しかし東パキスタン問題を内政問題としていたセイロン内にも、ムジブル・ラーマン裁判について、パキスタン政府への抗議の声がおこり、その後ソ連・インド同盟条約の成立に与党の一つである共産党が支持声明を出したので、政府の立場は微妙なものになった。9月にはインドのシン外相がバングラデシュ支持とソ・印条約の了解を求めて訪問した。12月の印・パ戦争にセイロンは厳密な中立主義を声明したが、連邦党はバングラデシュ、インド支持を表明し、1972年1月同党はセイロンでのタミール人団を作る考えを示したといわれる。

共産圏関係——1970年に北朝鮮、東ドイツ、北ベトナムを承認したセイロンは、1971年3月東ドイツ外相O.ウインツェルが来島した際に貿易協定を結び、6月ゴム3,000トンの輸出契約ができた。しかし北朝鮮とは、4月反乱事件がおこると、15日政府は北朝鮮大使館員が関係したとして、外交関係を維持すると述べながら大使館の閉鎖、館員の送還を行なった。この措置は北朝鮮が政治的犠牲者にされたものという見方もある。

ソ連は4月事件がおきるとミグ-17戦闘機を供与し、乗員訓練の援助も行なうという積極性を示し、これに連絡して5月にトリニコマリ港の租借を要求したという報道が流れたが、国防外務省はいかなる国にも基地は提供しないと否定した。ソ連はまたセイロンにプレハブ工場の贈与援助を与えるとされている（1月、9月）。

中国との関係は、1971年1月セイロン経済に大きい意味をもつ米・ゴム貿易協定で始まったが、3月には中国のトリニコマリ基地租借要求説が流れた（政府は否定）。4月の反乱青年は毛青年戦線ともいわれ、共産党北京派幹部の逮捕（北京派の計画雇用省議会担当次官R.D.セナナヤケの関係説もあった）があったが、5月26日政府は、1.5億ルピー無利子借款を供与し、反乱事件は反動主義者の陰謀で、中国は現政権を支持するという立場を明らかにした4月26日付けの周恩来首相の書

翰を発表した。これに関し、27日上院で連邦党のM. Tiruchelvam議員は、4月7日850人の中国人を乗せた中国船が寄港した事実について質問した。6月17日クマラスリエル郵政・電信相は、5月1日付けの在中国セイロン大使からの公文を発表し、中国の援助申入れは1月からあったもので事件と関係がないと述べた。

なお共産圏との貿易関係では、ソ連、ポーランドがセイロンの国営茶輸出機関(Consolidated Export Ltd.)の経由を好まず、中国がゴムの品質にクレームを申入れた。他方、ペレラ蔵相は東欧諸国がセイロン産物を第3国に転売したことを非難した。

西側諸国——西側との関係改善は、援助の必要からも進められ、3月にIMFのスタンドバイ・クレジット2450万ドルが与えられ、マハベリ開発計画への世界銀行の貸付条件がセイロンの提案を取り入れて改訂された。4月の反乱事件にイギリス、アメリカから武器援助が与えられた。バンダラナイケ首相は10月アメリカ、カナダ、イギリスを訪問し、ペレラ蔵相もIMF会議出席後、日本その他各国を訪問し、援助・投資の協力を求めた。

## 経 濟

### 1. 一般動向

1970年にペレラ蔵相は1971年の成長率を5%と予想していたが、4月からの反乱事件で、経済活動は乱れ、工業事業所の閉鎖、加工工場の損害、米の取入れ不能、観光客の制限、郵便局、交通機関の破壊が生じ、農業では国内向け作物の打撃が甚しく、輸出作物も好転せず、製造業は1970年よりやや良くなるとみられるが、建設業とともに輸入原料不足で停滞は免がれない。中央銀行の年次見通しは、1971年の成長率は実質で前年より1~3.1%増で、1人当たり所得は人口増2.2%から1%のマイナスとなるとし、1972年の成長率も1971年並みとみている。

対外収支は、1971年1~9月の輸出は14.7億ルピーと前年同期より1.3億ルピー減じたが、輸入も15.5億ルピーと前年同期より1.7億ルピー減じたので、貿易収支赤字は前年の1.2億ルピーから0.8

億ルピー減となった。FOB当り輸出単価は茶、ココナット産物は良かったが、ゴムはアメリカの備蓄放出で単価が低下した。輸入では米は数量、金額ともに減じた。小麦粉は数量は減じたが金額が増大し、砂糖は数量、金額とも増大した。その他では機械、車輌の輸入額は大きく減じた。推定では1971年の為替ベースの輸出は19億1300万ルピー(当初予想20億ルピー)、輸入24億ルピー(〃20.8億ルピー)、赤字4億8000万ルピーとなり、これに貿易外収支赤字3800万ルピー、資本勘定返済9.1億ルピーを合わせて14.3億ルピーと前年より3億ルピー増のギャップが見こまれ、援助、外銀借り入れ、中国借款、IMF借り入れなどに依存して赤字を埋めることにしている。計画雇用省は1972年について貿易収支赤字を1971年の半分の2.4億ルピーに縮小させる計画を立てている。

財政は1969/70年の赤字は11.5億ルピーであり、1970/71年当初見積りは赤字を11.8億ルピーとしていたが、4月反乱事件で、資本支出の実行はおくれた反面、経常支出が増大し、修正見積りでは赤字が14.3億ルピーと2.5億ルピー増になった。赤字金額は西側援助増、中国借款引出し等による他、国内非銀行借り入れ(貯蓄増による借り入れ)起債を前年の倍の6.2億ルピーと見込み、通貨増発要因の銀行借り入れを前年の4.5億ルピーから8800万ルピーに引下げている。1971/72年予算は公約の会計年度を1月~12日にするため、1971年10月~72年12月の15ヵ月予算にされ、経常支出40億ルピー、資本支出16億ルピー、歳入41億ルピー、財政赤字15億ルピーとし、その金額は外国援助6.6億ルピー、国内非銀行借り入れ6.4億ルピーで大半埋めることを予定している。支出では国防費の1億ルピー増、公債利子、年金、人件費増による大藏省予算の6.4億ルピー増が目立っている。歳入では各種の税収を一杯に見こむ他、新增税によって3億ルピー、食糧補助費の削減1億ルピーという政策転換を打出している(主要統計-5, 6, 7を参照)が、野党統一国民党のJ.R.ジャヤワルデネはこれを腹切り予算と評している。

通貨供給量は、1970年末の19.7億ルピーから1971年9月に21.5億ルピーと約1.8億ルピー増加した。これは1970年全体の増加8300万ルピーにより大きかった。1969年、1970年には外国資産減(銀

行対外純債務増)が通貨収縮の要因であったが、政府はルピー価値不安定をさけるため、対外純債務引下げに務めたので、1971年1~9月には通貨増要因となった。他方、銀行の信用供与は1970年末水準から2億ルピーまでを政府・民間を含む増加枠に抑え、政府の借入れは8800万ルピーと1970年より大きく抑制された。また貯蓄預金利は1970年11月に7%に、政府中期債金利は9%に引上げられたこと、1970年10月の高額紙幣の新券切換えと引出し制限とによって、民間定期貯蓄預金は大きく増加した。政府はなお農村にある現金資産吸収のため、銀行店舗の増設をはかっている。

必需品の自給度が少ないと輸入抑制のため、工業原料、消費財の物価上昇圧力は強く、政府は薬品公社、国営貿易公社の子会社 SLTC(トラクター)、SLTC(綿維)を設け、輸入独占、配給に当らせ、協同卸売機構(CWE)、協同組合の業務調整を行ない、物価統制を実施しているが、財政上の理由からバス、鉄道、ガソリン、タバコの値上げがあり、セメント、紙、薬品、合成繊維品の統制価格も上がり、生計費の上昇はやまない。このため民間・政府の実質賃金指数は低下している。

## 2. 新財政経済政策

輸出不振、外貨危機、輸入削減、経済活動低下、税収難の悪循環のなかで、現政府は昨年につづき各種の手段で外貨獲得、歳入増をはかり、ついに社会福祉政策の転換にまで追いついた。

(1) 外貨の獲得 (a)国営宝石公社経由で宝石を売るものに3カ月所得税免除、(b)在外資産未申告者で、改めて申告した者に特赦を与える期間を7月末まで延長(申告2200万ルピー)、(c)新旅券(規制)・出国許可法でセイロン人で海外で働く者への旅券発行は、セイロン銀行に口座を設け送金する協定を必要とする(12月2日可決)。(d)新為替管理法(2月21日下院通過)、(e)イギリス資本会社のイギリスへの本店経費の送金不許可、(f)ボガラ(Bogala)黒鉛鉱山の国有化(5月)の措置をとることにした。

(2) 外資政策 政府は観光業、国内原料利用、輸出志向工業などへの外資を歓迎するとし、近く白書を発表するとしている。ただ投資はセイロン

資本との合弁のセイロン法人に行なわれ、セイロン人代表が重役会に入るという条件を明らかにしている。5月に下院を通過し上院に送られていた企業収用法案は9月末の上院廃止で発効したが、この法律の目的は旧来のイギリス資本企業への牽制にあり、新外国投資を対象としていないと弁明している。なお6月25日イギリス系代理会社、ブローカーの調査委員会が発足した。

(3) 新増税措置 1971/72年予算では、社交クラブ、質屋・金融機関(銀行を除く)、ブローカーなどへの免許料、取引高税の課徴、ココナット樹木税を廃止し、酒屋税の復活、国営公社による蒸溜酒の製造独占、郵便料、タバコ、ガソリン価格引上げ、源泉課税制導入(8月発効、納稅人員8万人増という)、会社経理監査の改革、所得制限限度を月収3,500ルピーから2,000ルピーに引下げ、期間を2年延長して強制貯蓄、所得税の增收をはかるなどが実行される。

(4) 社会福祉政策の転換 歳入不足と税源涸渏とから、あるいは援助獲得の必要から、政府は有名な福祉予算の削減に着手した。(a)米配給2メジャのうち有料分1メジャ75セントを1ルピーに引上げることで1億ルピー補助をへらし、(b)小麦粉統制価格1ポンド33セントを48セントにし(パンは1ポンド35セントから48セント)、砂糖の統制価格ポンド当たり72セントによる配給を月2ポンドに限り、その他は自由価格で購入させて消費を抑え、外貨5,500万ルピー、食管会計収入をふやし、(c)政府系病院への外来患者から1処方箋につき25セントを徴収し、入院料も引上げる、(d)1972年から就学年令を5歳から6歳に引上げる(約5000万ルピー経費節約になるという)、(e)公務員年金制度を改編し、無拠出制から拠出制にすることを定めた。しかし、首相の所属する自由党議員は、財政演説の翌日首相に小麦粉価格引上げを中止し、砂糖統制価格配給量を3ポンドに引上げることを認めさせた。このため政府は歳入に1億7000万~1億7500万ルピー、外貨予算に9000万ルピーの不足が生じることになり、政府はその対策に苦しんでいるが、自由党議員は代り財源として、高所得層への教育税、250エーカーをこえるエstateへの超過1エーカーにつき1ルピーの土地税、アラク(やし焼酎)価格引上げ、外国リ

キュール輸入禁止、高所得層への増税、奢侈品增收、関税局の再編と冗費節減を主張している。

### 3. 社会改革および5カ年計画

4月の騒乱の経験からバンダラナイケ首相は5月25日の閣議で土地所有、住宅、教育、経済活動への社会的統制・改革を含む大胆な包括計画の作成と実施を強調し、その後も自力更生、犠牲、耐乏の必要を説いた。その結果は11月10日の財政演説、5カ年計画案に示されたが、中国の政策からの影響が見られる。

5カ年計画は150億ルピーの投資によって、国内総生産を1970年の117.6億ルピーから168.2億ルピーと年間8.3%の成長率にし、1人当たり所得を919ルピーから1,150ルピーに引き上げ、追加雇用81万を実現するとしている。投資財源は15億ルピーの外国資金を除き、90%は国内調達とされ、このためGNPに対する貯蓄率を現在の12.5%から17%に高め、限界貯蓄率を26%にするという消費節約を求めている。投資は外貨不足から、国内資源の動員——国産原料利用、雇用機会の多い中小工業、農村工業、また小農民農業の振興（米、補助食料の自給、増産）、新輸出作物の開発、水産業、観光などに重点がおかれて、輸出作物農業の能率化、現有政府系工業公社の能力活用もはかられ、外貨は他の産業に中間財を供給する公共部門の基本工業に使用することにしている。

5カ年計画の達成に重要なのは、参加する人民の意欲であるとされ、このためこれに対応した教育改革（生産的カリキュラムの導入）、給与体系——非生産的階層を優遇した遺制の改革、農民への所得保証、価格支持、生計費安定、独占資本・中間商人の統制、土地改革、都市地主の抑制、低廉住宅供給、栄養水準引上げ、人口統制が行なわれ、また行政への住民参加も進められるとしている。

政府は配給米の一部の価格引上げ、中止になつたが小麦粉価格引上げで、国内米需要増一生产増を期待し、中間商人排除のため米買付局（Paddy Marketing Board）を発足させ（4月）、とうがらしなどの補助食料増産刺激のため、1972年よりの輸入禁止を定め、農民負債の軽減、土地改革（法案は1972年初提出予定で、制限限度は1人当たり25エーカーまたは50エーカー、1世帯50エーカーの所説あり）、市街地・住宅統制（1972年初提出予定の家賃統合法、住宅地公団法、1世帯2戸とする住宅所有制限法）、低所得住宅建設、民間大企業上級管理の所得制限、公共部門事務職員の年1～2週の肉体労働の義務、独占的企業の統制などの着手を言明している。

なお1966年から実施された日曜日に代わる仏教聖日ポーヤ（Poya）休日制は、9月から廃止され、日曜と政府指定の満月の日（1971年には4日ある）を休日とすることになった。

## 重 要 日 誌

### 1月

- 1日 ▶シアヌーク政権外相 Sarin Shhak 来島。
- ▶カナダ法相 John Turner 6日間の予定で来島。
- 6日 ▶バンダラナイケ首相、労働組合総評議会(JCTUO)代表と会見。公務員55歳定年制に言及。
- ▶ペレラ蔵相、黒鉛鉱業国有化の意図を表明。
- ▶F. D. バンダラナイケ行政・地方自治・内務相、人民委員会設置法案を下院に提出。
- ▶政府は米補助税(廃止)法案を下院より撤回。
- 7日 ▶茶箱輸入独占権、セイロン合板公社に移る。
- ▶ソ連プレハブ工場援助(200万ルーブル)提案。
- ▶教育省、試験制度の改革に着手と言明。
- 8日 ▶カトナカケ国際空港をバンダラナイケ国際空港・コロンボと改称。
- 10日 ▶バンダラナイケ首相、シンガポール英連邦首脳会議出席のため出発。
- 13日 ▶強制貯蓄法案一部修正の上、上院通過。
- ▶イギリス第9次無利子借款を300万ポンドから500万ポンドに増額。他に食糧贈与70万ポンド。
- 14日 ▶シンガポール英連邦首脳会議開幕。バンダラナイケ首相、インド洋平和地帯結成を提案。
- ▶中国通商使節団来島。
- 16日 ▶バンダラナイケ首相、英連邦首脳会議で南アフリカを非難、カンボジアのシアヌーク政権転覆の不当を指摘。
- ▶セイロン総督はじめてジャフナ訪問。
- 17日 ▶コルビン・R・デ・シルバ憲法問題担当相、新憲法への基本決議草案を制憲議会運営委員会に提出。
- ▶バンダラナイケ首相、シンガポールでセイロン最初の商船 Lanka Rani の進水式举行。
- 18日 ▶アジア・アフリカ海洋法会議コロンボで開く。
- 21日 ▶中国との1971年米20万トン、ゴム4万1000トン交易協定調印。
- 22日 ▶イギリス、ゴール市水道事業に62万5000ポンドの無利子借款。
- 23日 ▶バンダラナイケ首相帰國。

- ▶ガイアナ首相 L. F. S. Burnham 夫妻来島。
- ▶人民委員会法案(Jana Committee Bill)下院通過。
- 24日 ▶IMFへ4000万ルピー返済。
- ▶国家宝石公社(State Gem Corp.)法案下院通過。
- 25日 ▶カナダ首相 P. Y. E. Trudeau 4日間の公式訪

問で来島。

- 26日 ▶カナダからの小麦粉贈与4310万カナダ・ドル、商品・開発借款1350万カナダ・ドル合計5660万カナダ・ドルの援助協定調印。
- 31日 ▶第2代総督で憲法起草者 Soulbury 卿83歳で死去。

### 2月

- 1日 ▶キャンディ選出下院議員 E. L. Senanayake 失格判決さる。
- 3日 ▶統一国民党、新憲法基本決議草案の修正案提出。
- ▶ペラデニヤ大学キャンパスでのデモ続く。
- ▶第23回独立記念日、英女王下賜軍旗最後の行進。
- 8日 ▶IMF、外貨取得権証明書(FEEC)レート55%を70%に引き上げ申入れ説。
- 10日 ▶日本第6次円借款500万ドル協定調印。
- 12日 ▶米買付局(Paddy Marketing Board)法案上院通過。
- 13日 ▶バンダラナイケ首相ら閣僚、バンダラナイケ記念館建築工事に労働奉仕。
- 14日 ▶フィルム公社(Film Corp.)法案下院通過(フィルム輸入独占)。
- ▶セイロン銀行從業員組会(CBEU)、賃上げ20%含む労働協約の締結を要求。
- 17日 ▶セイロン自由党第20回大会、アムパライで開催。首相自力更生を説く。
- 18日 ▶チ・ゲバラ派と関係あるセイロン銀行員5万7000ルピー持ち逃げ。
- 19日 ▶人民統一戦線の J. W. Perera らの個人指導に反対、また現内閣支持表明。
- 21日 ▶新外国為替管理法、下院通過。
- 26日 ▶統一国民党副総裁 J. R. Jayewardena、政府との協力をも行なうと言明。

### 3月

- 3日 ▶アメリカ大使館へのデモ隊、手製爆弾破裂。
- 6日 ▶東ドイツ外相 Otto Winzer 来島。
- 7日 ▶首相公安法により3軍に秩序維持を命令。
- 9日 ▶マタン市長に野党統一国民党員当選。
- 11日 ▶弁護士協会、憲法基本決議案の大蔵による判事

任命の修正を求む。

- 12日 ▶東ドイツと新貿易協定、スイング30万ポンド。
- 14日 ▶政府、憲法基本決議草案のうち司法の修正案提出。
- 15日 ▶セイロンをスリランカ独立立権共和国とする基本決議第1項を可決。  
▶ケガレで地下隠とく爆弾45発見。
- 17日 ▶バンダラナイケ首相、16日よりの非常事態宣言を放送。
- 18日 ▶IMF、2450万ドルのスタンドバイ借款供与発表。
- 21日 ▶陸軍、ペラデニアの大学校庭で爆弾押収。
- 22日 ▶タミール会議派(TC)国会議員、バンダラナイケ首相と会談、与党となることに決定。
- 23日 ▶バンダラナイケ首相、下院で非常事態宣言の理由、人民解放戦線(JVP)の活動を報告。  
▶下院、米の補助税廃止を可決。
- 24日 ▶コロンボ市議会補欠選挙で野党統一国民党勝つ。  
26日 ▶セイロン使用者連盟と大労働組合とのボーナス紛争問題、政府あっせんで解決。  
▶警官襲撃事件つづく。
- 27日 ▶国外外務省、中国のトリンコマリ租借要請の事実なしと否定。
- 28日 ▶第7議会第2会期始まる。統一国民党上院議員は開院式欠席。

#### 4月

- 1日 ▶アメリカと80万ドル援助延長協定。
- 3日 ▶キャンディで統一戦線第1回大衆集会。バンダラナイケ首相、政府転ぶく陰謀を啓告。
- 5日 ▶ウエラワヤ交番襲われ、各地でも反乱事件あり。コロンボ、キャンディ、ヌワラエリヤ等100地区で夜間外出禁止令。
- 6日 ▶夜間外出禁止令全国に拡大。
- 9日 ▶バンダラナイケ首相、テロ粉碎を放送。
- 11日 ▶アジア開銀、ワラウェ開発に40万ドル、水産公社に16万5000ドル借款承認。
- 11日 ▶各宗教指導者、暴力反対を呼びかけ。
- 15日 ▶被災救済基金発足。  
▶政府北朝鮮大使館閉館命令。24日館員強制送還。
- 18日 ▶キリエラ選出平等党(LSSP)議員 V. Nanayakakera 逮捕。
- 18日 ▶バンダラナイケ首相、被災地救済チーム任命。
- 21日 ▶外出禁止時間一部緩和。  
▶野党、政府の法と秩序回復への協力表明。

23日 ▶政府反徒更生委員会委員長に M. セナナヤケ灌漑動力道路相を任命。ビデオダヤ大学に収容所作る。

- 24日 ▶バンダラナイケ首相、反徒に降伏呼掛け。
- 28日 ▶バンダラナイケ首相、5月1日～4日降伏者への大赦発表。  
▶パリで第7回セイロン援助国際会議開く(29日閉会)。
- 1日 ▶ソ連ミグ-17戦闘機6機供与。

#### 5月

- 1日 ▶降伏大赦令施行。260人帰順。
- 5日 ▶企業収用法案下院通過。
- 12日 ▶反乱関係記事の検閲制実施。
- 15日 ▶新憲法基本決議第4項「国家政策の原則」可決。  
▶国外外務省、デリー・ミラー紙のソ連のトリンコマリ租借要求説を否定。
- 16日 ▶ケネマン(P. Kenneman)住宅相、公安法により緊急家賃統制規則を実施。
- 17日 ▶日本追加円借款300万ドル供与。
- 18日 ▶政府は公安法により Bogala 黒鉛鉱山を収用。
- 20日 ▶アメリカ輸出入銀行とのホテル公社2000万ルピー、借款協定調印。
- 21日 ▶下院、2回目の上院廃止のセイロン憲法独立修正法案可決。
- 24日 ▶非常事態規則により一切の解説記事の検閲制実施。
- 26日 ▶中国の長期無利子現金借款1億5000万ルピー供与に関する4月26日付周恩来首相のメッセージ発表(セイロンの要請は1970年10月行なわれたという)。  
▶ボガラ黒鉛会社、政府に対し国有化の再考を要請。
- 28日 ▶緊急閣議、バンダラナイケ首相の農業教育等の全面的大改革案を討議。
- 30日 ▶セイロン使用者連盟(FEC)と与党系大労働組合との年間の労働協約締結。

#### 6月

- 1日 ▶バス、鉄道運賃値上げ。
- ▶勤労所得税の源泉徴収 P. A. Y. E. (Pay as You Earn) 実施。
- 2日 ▶学校再開。
- 3日 ▶労働者の解雇(特別規定)法案(Termination of Employment of Workers (Special Provision Bill) 下院通過(労働者の解雇には労働局長官の同意必要))。
- 5日 ▶バンダラナイケ首相、第2次特赦(7～9日)を発表。
- 6日 ▶政府100%所有海運公社(Ceylon Shipping Corp.) 発見。

▶新労働時間実施、経営者団体は民間午前9時開始に反対。

10日 ▶イギリス、小麦粉買入れ借款30万ポンド供与協定調印。

▶デヒワラ・マウントラビニア市長選挙にセイロン自由党勝つ。

14日 ▶政府関係記事の新聞検閲強化。

▶ラトナプラ選出自由党議員 Nanda Ellawala 失格(最高裁判決)。

17日 ▶上院で Kumarasurier 郵政・電信相、在中国セイロン大使からの5月1日付け極秘電文発表。周恩来首相の現政権支持確約報告。

19日 ▶新憲法制定後の国民議会は現議員の任期を6年とする基本決議通過(第7項)。

20日 ▶インド人引揚協定(修正)法案下院通過。

25日 ▶代理社、ブローカー等調査委員会発足。

28日 ▶連邦党、言語問題で制憲会議を退場。

## 7月

1日 ▶コロンボプラン20周年記念日でバンダラナイケ首相自動を強調。

2日 ▶ペレラ蔵相、政府系公社にも課税を宣言。

3日 ▶150人以上のパーティ禁止の食管法規則上院通過。

5日 ▶O. Jayaratne 委員会の高等教育改革案発表。大学単一統合化を提唱し、各大学の反対強まる。

7日 ▶バンダラナイケ首相、公務員の海外旅行制限要望。

9日 ▶下院、満月の日と日曜を休日とする法案可決。1965年来のボーヤ休日廃止。

▶連邦党ジャフナ選出 C. X. Martyn 議員、言語問題の憲法基本決議への党の反対に従わないとして除名。

13日 ▶映画館禁煙実施。

17日 ▶平等党(LSSP)所属議員 D. Weerasekera、脱党して自由党に入加入。

20日 ▶バンダラナイケ首相、下院で4月反乱の背景、結果の中間報告。外国介入なしと説明。

28日 ▶Badi udin Mahmud 文相、入学年齢を6歳に引き上げ、カリキュラム、試験制度改革、一大学制などの教育改革方針発表。

30日 ▶セイロン使用者連盟、与党系3大労働組合と18カ月の労働協約調印。最低賃金月180ルピー。

31日 ▶外貨所有申告特赦終了。

と回答。

9日 ▶N. M. ペレラ蔵相、反徒のうち失業者は20%で、彼らに大衆的支持なしと演説。

10日 ▶下院、セイロン最高控訴裁判所(Court of Appeal of Ceylon)法案可決。

11日 ▶大陸海運同盟、セイロンから英國向け委託貨物運賃15%、欧州大陸諸港向け12.5%引上げ発表。

12日 ▶セイロン共産党(モスクワ派)、ソ連、印度友好条約を歓迎。

▶国民貯蓄銀行法案下院通過。

13日 ▶ペレラ蔵相、東欧など双務貿易勘定国のセイロン物資の第3回転売を批判。

17日 ▶セイロン法律家200人、パキスタン政府のラーマン秘密裁判に抗議。

18日 ▶中国卓球選手団来島。

▶F. D. バングラナイケ、行政・地方自治・内務相、10月1日より公務員職階3分制実施と語る。

19日 ▶P. ケネマン住宅相、コロンボ周辺の住宅プラン発表。

▶アジア開発銀行、地下通信所計画に160万ドル融資承認。

21日 ▶夜間外出禁止令、アヌラダプラ、プタラム、バニヤ、ポロナルワに再実施。

23日 ▶バンダラナイケ首相、パキスタンのヤヒヤ・カーン大統領に書翰を送り、東パキスタン緊張緩和を要望。

24日 ▶日曜休日法案上院を通過。

26日 ▶セイロン共産党中央執行委員会、4月事件に関する決議採択。反徒の考えは毛沢東主義、プチブル、えせ人種主義と反ソビエト、反共産主義との混合と批判。

27日 ▶商業省、日常消費品の全国標準価格制を提案。

30日 ▶総督、源泉所得税控除の内国歳入法裁可。

## 9月

1日 ▶西部州以外の外出禁止令解除。

▶平等党(LSSP)中央執行委員会、4月反乱、その他についての決議を採用。

7日 ▶上院、最高控訴裁判所法可決。また休日法、国民貯蓄銀行法の総督裁可求む。

9日 ▶Lake House 出版会社事業の調査委員会報告発表。

▶M. Senanayake 動力灌溉相、下院で反乱を予告した John Attygalle 報告を、前政権が無視したと非難。

10日 ▶インド外相 Swaran Singh 来島、ソ印条約で了解求む。

14日 ▶ペレラ蔵相、IMF会議へ出発。

## 8月

8日 ▶連邦党 C. X. Martyn 議員、党の決定に従う

16日 ドセイロン共産党 P. Kenneman 住宅相、モスコーより帰国。セイロン共産党は統一戦線政権より脱退しないと言明。

21日 ド前首相 D. Senanayake, J. Attygalle 報告についての弁明書発表。

27日 ドケラニ河 (Kelani) 洪水。

ドAir Ceylon 会社とフランスの UTA と業務提携調印。

28日 ド前議員 C.Suntharalingam, 上院廃止法は無効と最高裁判所に提訴。

29日 ド郵便貯金銀行、セイロン貯蓄銀行、国民貯蓄運動を合併した National Saving Bank 設立。

31日 ド最高裁判所、上院廃止法無効の提訴を却下。

## 10月

1日 ド下院議長、上院廃止法の成立を認め総督に送付、裁可求む。総督 3 日裁可。

4日 ドペレラ蔵相東京に到着。財界人と会合。

5日 ド国営 Pharmaceutical Corporation 設立。第 1 回理事会。薬品輸入業務 1972年 1月より開始。

8日 ド中国からの米10万トン買付け無利子 5 年据置10年払い借款4000万ルピー協定調印。

ドペレラ蔵相帰国。

9日 ド全国人口調査実施。

10日 ドバンダラナイケ首相国連総会へ出発。

12日 ド国営黒鉛公社、Ragedera Mines 会社の黒鉛鉱山を収用。

13日 ドバンダラナイケ首相国連総会でインド洋平和地帯を提案。

ド9日現在人口仮集計1274万7755人と発表。

14日 ド閣議、官庁建物10カ年計画決定。

ド政府は閣僚、閣僚コミュニケーション以外の公務員の新聞・ラジオ報道発表中止を決定。

16日 ド野党統一国民党、新聞検閲緩和要求。

18日 ド中国、セイロンのゴム品質についてクレーム申入れ。

19日 ドバンダラナイケ首相、ニクソン大統領と会談。

20日 ドインド借款6000万ルピーについて近く協議。

21日 ドバンダラナイケ首相カナダ訪問。

22日 ド下院最高控訴裁判所法案を可決。

28日 ドバンダラナイケ首相イギリス訪問。

28日 ド紙巻タバコ、ガソリン値上げ決定。

30日 ドバンダラナイケ首相帰国。

## 11月

4日 ド資本課税法案下院へ提出。

ドイギリス無利子借款100万ポンド (1429万ルピー) 協定調印。

5日 ドジャンボ・ジェット機初到着。

6日 ドバンダラナイケ首相、労働組合総評議会 (Joint Council of Trade Unions) の政府支持に感謝。

ド連邦党執行委員会は、連邦党の招待以外での閣僚の北部訪問と教育相のジャフナ訪問ボイコットを決議。

8日 ドセイロン中央銀行、セイロン・ルピーのドルリンク基本レートを採用。対ポンドレートは 14.29 ルピーから 14.84 ルピーになる。

9日 ド資本課税法 (Capital Levy) 下院通過。

10日 バンダラナイケ首相、新 5 カ年計画案を提出。

ドペレラ蔵相、1971/72 年度財政演説。

11日 ドスリランカ自由党議会グループ、予算案の価格引上げ反対をバンダラナイケ首相に表明し、代案を提出。

12日 ドバンダラナイケ首相、予算案を改め、小麦粉、パンの値上げ中止、砂糖配給を 2 ポンドから 3 ポンド引上げ。

14日 ド夜間外出禁止令全面解除。

25日 ド1971/72 年度予算案通過。

30日 ドFelix. P. Bandaranaike 行政・地方自治・内務相、議会で 4 月反乱事件について報告。降伏 1 万 6000 人で、1 万 4000 人の調査完了。

## 12月

1日 ド中国、パトロール船 5 隻を寄贈。

2日 ド新旅券法案 (Passport (Regulation) & Exit Permit Bill) 議会へ提出。

9日 ドバンダラナイケ首相、下院でインド・パキスタン紛争に中立表明。

15日 ド旅券法案議会通過。

ドスエーデンより第 2 回の肥料贈与 420 万ルピー (第 1 ~ 2 回合計 1 万 7500 トン、940 万ルピー)。

18日 ド連邦党、インドのガンジー首相にバングラデシュ支持表明。

ドトリニコマリ自由貿易地帯第 1 期工事開始。

20日 ドドル不安で外貨取引き中止。

22日 ドスワラエリア選出 Gamini Disanayake 議員、最高裁で失格判決。

23日 ド1971/72 年度予算、議会通過。

27日 ド政府輸出産業に租税特別措置決定。

ドイギリス代理商社 7 農園を政府公社に売却。

28日 ド為替レート調整決定。1 ドル 5.95 ルピー、1 ポンド 15.16 ルピー、1 円 0.018 ルピー。

29日 ド憲法草案、制憲議会に提出さる。

## 参 考 資 料

1. ペレラ蔵相財政演説（要旨）
2. 中期5カ年計画の概要
3. 憲法草案の大綱

### 1. ペレラ蔵相財政演説（要旨）\*

(1971年11月10日 下院)

#### 1. 一般情勢

1970—71年は波瀾の年であり、1971年4月からの反乱は、セイロンに直接間接4億ルピーの損害を与え、たださえ苦しい経済を一層停滞させることになった。反乱者の多くは25歳以下の青年であるが、彼らのうち失業者は20%でしかなく、現政府を否認しても、その言うところは内容のないもので、農民労働者の支持をえなかったのである。この他、セイロン経済にとって、1971年9月からの海上貨物運賃12.5%引上げ、ドル危機なども不利な作用をした。1970年の成長率は6%の予想が4.1%と低下した。1971年の成長率も4月の反乱で、行政、経済活動が麻痺したので、1970年以下とみられる。対外収支は輸出品価格低下、輸入品価格上昇で好転せず、交易条件は1970年4%悪化して、国際収支危機を加重した。国際収支赤字は1970年11.2億ルピー、1971年14.3億ルピーで、この金融に短期信用、供給者信用、援助資金、IMF借入れが行なわれ、そのため元利払いの負担が大きくなってきた。通貨は信用規制、金利引上げ、1970年の高額紙幣新券交換のため増幣が鈍化した。1969/70年11.4億ルピーの財政赤字金融に4億ルピーの銀行借入れがあつたが、1970/71年の14.3億ルピーの赤字金融は、国内非銀行借入れ、商品援助で多く賄ない、銀行信用依存は8800万ルピーに下がっている。

#### 2. 政府の新政策の内容

(1) 行政——5カ年計画遂行に重要な585の地方開発審議会(Divisional Development Council)の設立。卒業生雇用計画による雇用供与(4,000人実行)。労働者の行政参加機関たる労働者審議会(Worker's Council)の設置。メリット基準の公務員の新選抜。軍隊・警察の装備改善。

(2) 工業——国家投資による50の大計画の着手。現地原料利用・外貨節約・追加雇用の80の新計画認可。工業の地域的接近、農村小工業の振興。全国的規模での熟練労働力の養成。

(3) 公共事業——1971年3月設立の地域工事機構(Te-

rritorial Civil Engineering Organization)による小灌漑計画と國家開発建設公社(State Development & Construction Corp.)による大開発計画の実施。灌漑局、道路局橋梁部、水道・下水局、セイロン電力公社の事業拡大。

(4) 農業——國による米の買付け機関(Paddy Marketing Board)の新設。農業長期信用の農政局から銀行への移管。農業保険公社(Agricultural Insurance Board)設立の考慮。米作農民貯蓄の強制。とうがらし等補助食料輸入禁止。入植計画の統合と調整。プランテーションの規制(配当制限、積立金の指定)、茶ゴムの統制(植えかえ、施肥等のノルマ)。

(5) 企業統制——外国会社の国内法人への転化促進。国益の必要上からの政府による株式買収または重役派遣。スターリング会社の本店経費送金制限。

(6) 運輸事業——バス、鉄道、航空事業の経営改善、業務拡大。

(7) 建築——建築局の労働者直接雇用と積立制廃止。低所得層住宅の建設。借家権保護立法。家賃統制の改正。1971年6月建築材料公社(Building Material Corp.)の設立。

(8) 輸出入業務——國家貿易(一般)公社STC(G)の子会社設立、輸入のための繊維公社STC(Textile)、トラクター公社STC(Tractor)、双務勘定国への紅茶、ココナット産品輸出のためのSTC(Consolidated Exports)など。協同卸売機構(CWE)の業務再編(補助食料輸入分配の独占、非食料品輸入業務はSTC(G)に移管)。1971年11月開業の宝石公社による輸出独占。

(9) 協同組合、物価統制——非経済的組合を380に統合。協同組合による必需品の分配。人民委員会による物資退蔵投機の摘発。

(10) 海運、観光——1971年6月全額政府出資のセイロン海運公社の発足と海運同盟への加入。6万トンタンカーブル頭設計画。セイロンホテル公社の業務拡大。

(11) 労働——職業分類の再編。労使関係委員会の設立。労働憲章の作成。

(12) 為替管理——為替管理法の改正、セイロン人の海

外資産、外国旅行事業、外国通貨所有の管理と海外資産申告者への特赦、脱法情報提供者への報奨。

(1) 財政・金融——セイロン貯蓄銀行、郵便貯金銀行、国民貯蓄運動のセイロン国民貯蓄銀行への統合。農業抵当銀行、農工信用公社の農業開発銀行への統合。輸出入銀行の設立。セイロン銀行、人民銀行の業務拡大。金融会社への統制。預金保険計画の採用。1971年10月からの源泉徴収の実行。強制貯蓄計画の延長。

### 3. 1971/72年の財政収支と新增収案

教育省などでは計画別予算作成が試みられ、歳入分類を経済の分類に一致させる改良も考えられている。新予算は1971年10月—1972年12月の15カ月のものである(1973年から財政年度は1~12月になる)。歳出は経常支出41億7300万ルピー、資本支出18億6600万ルピー(減債基金繰入れ3億8400万ルピー含む)、合計60億3900万ルピーであるが、支出の節減で経常支出は40億4800万ルピー、資本支出は15億7000万ルピー合計56億1800万ルピーとなり、この他、食糧買上げなど予算外支出1億2500万ルピーがあるので、支出の総額は57億4300万ルピーとなる。歳入は前年なみ税率計算で38億1800万ルピーなので、赤字は19億2500万ルピーとなるが、以下に述べる新歳入増、歳出減の措置で4億1200万ルピーが見こまれるので不足は15億1300万ルピーとなる。この不足は(a)外国のプロジェクト援助・贈与1億6200万ルピー、商品援助5億ルピー、(b)中国現金借款5000万ルピー、(c)国内の非銀行借入れ6億4000万ルピー合計13億5200万ルピーでまかない、残り1億6100万ルピーが通貨拡張要因となる銀行借入れに仰ぐことになるとみている。

新增収また歳出節約は、つぎの通りである。

新增収、支出節約	(単位 百万ルピー)	歳入増	歳出減
(a) ココナット樹木税廃止		10	—
(b) 取引高収改正		15	—
(c) 郵便料引上げ		10	—
(d) 病院処方料徴収		10	—
(e) 質ブローカー追加所得、取引課税		10	—
(f) 質屋免許料追加収入		1	—
(g) 配給米第2メジュア価格引上げ		—	100
(h) 小麦粉価格引上げ		125	—
(i) 砂糖販売価格引上げ		131	—
合 計		312	—
		412	

(1) ジャフナでココナットからのどぶろく酒(Toddy)採取者に樹木税(Tree Tax)を課していたが、税収も少なく、実状に副わないでこれを廃止し、酒屋(Tavern)の免許制を復活させ、税収1000万ルピーを見こむ。

(2) ヤレ焼酎(Arrack)の蒸溜は、民間、官営工場で行なわれているが、国営蒸溜公社(State Distilleries Corporation)を設立し、工場を収用し、増産、品質改善と密造酒(Kassipu)の横行を抑える。

(3) 社交クラブは5,000もあるが、これを登録させ監督し、年登録料600万ルピーを徴収する。

(4) 取引高税の改正。(a)徴収範囲を拡げ、競売代理人、ブローカーに対し、銀行を除く金融機関・質屋・金貸しに5%、通信教育など私的教育施設に1%を課税する。(b)徴税方法を改め、年間取引7.5万ルピー以上のものに次年度徴税していたのを、毎4半期取引1万8750ルピー以上のものに四半期ごとに課税し、年度終了後に取引高と合計して税の調整を行ない、7.5万ルピー以下のものには、税の払戻しをする。(c)税率を改正し、大衆の必需品の乾魚、有刺鉄線への1%課税を廃止し、スーパーおよび普通ガソリン製造への税率を1971年10月27日から48%に引上げた(スーパーの小売価格は90セント上がり、1ガロン5ルピーになる)。(d)その他、新しく徴税手引きを作り、税務署支所を拡げる。以上の各措置で、1500万ルピーの増収がみこまる。

(5) 紙巻タバコ価格の1セント引上げ。上述のガソリン価格引上げで、消費支出が抑えられ、この双方から2500万ルピーの歳入が見こまる。

(6) 郵便料引上げ。国内郵便料を5セント引上げ、手紙1オンス15セント、葉書1通10セント、印刷物1オンス15セント(1オンス以上は2オンスごとに5セント増し)にし、1000万ルピー増収をはかる。

(7) 政府医療機関処方箋料の徴収。(a)政府病院外来患者に1処方箋につき25セントを切手代納でとり、(b)入院料をコロンボ・ゼネラル病院商業病棟は40ルピー、他の病院の1等病室30ルピー、2等15ルピーに引上げる。Ayurveda(土着医法)病院は値上げしない。

(8) 質ブローカー業への課税。免許料を年1,000ルピーに引上げ、100万ルピー増収をはかる。また上述したように取引高に5%課税し、1000万ルピー増収する。

(9) 食糧補助の修正。(a)米の配給2メジュアのうち第1メジュアの無料は据置くが、第2メジュアは75セントを1ルピーに引上げ、1億ルピーの支出節約をはかる。(b)小麦粉統制価格をポンド当たり15セント引上げ、48セントにし、1億2500万ルピー増収する(パンは13セント引上げ、48セントになる)。(c)砂糖の配給量を月2ポンドに限り、ポンド当たり72セントとするが、それ以外は1.5ルピーの自由価格として消費を抑え、外貨5500万ルピー節約し、歳入を1億3100万ルピー増加させる。

(注) 財政演説の翌日、与党自由党議員の反対があり、(b)の小麦粉価格引上げは中止され、(c)砂糖配給量は2ポンドから3ポンドに引上げられた。

(10) 政府等公社、銀行の国庫への納付金は1970/71年5855万ルピーであったが、各公社に目標を定め、1億ルピーになるよう期待する。ただしセイロン陸運公社、鉄道は除く。

(11) 公務員年金計画の改正。現在の年金制はイギリス支配時代の性格が残り、無拠出で厚遇しており、受給者は30万人に及び、支出は1960/61年8300万ルピーから1970/71年2億ルピーに増大し、公社、大学等の公機関職も支給を要求している。政府は民間との公正化をはかるため、公共部門を統合した拠出または共済年金制に切換えを進める。

(12) 企業会計監査の厳正化。(a)会社、組合、個人企業会計への公認会計士の報告、証明書が不正確なものが多く、政府の歳入、外貨資産、また少数株主に害を与えてるので、その改善を調査勧告させる委員会を設ける。委員会には公認会計士代表も2人加入する。(b)政府機関、公社、銀行、協同組合の会計監査を援助、勧告させるため、6人の委員からなる監査経営サービス局(Bureau of Audit & Management Service)を設立する。(c)都市計画土地利用また遺産贈与などに、評価鑑定人(Valuer)の役割が重要である。このため政府の評価局の活動を検討したま大学に遺産管理コースを教えさせ、将来はセイロン鑑定人協会(Institute of Valuers)を作るようとする。

(13) 所得制限と強制貯蓄。(a)1970/71年に月収から所得税・富税の支払い(強制貯蓄は含むが、資本課税は除く)を控除した可処分所得を1年限り3,500ルピーに制限し、強制貯蓄を課したが、これを2年延長し、所得制限を2,000ルピーに引下げる。かくて個人は年収6,000ルピー以下なら、所得税、強制貯蓄が免除される。強制貯蓄は単身者は年収1万2000ルピー、夫婦子供4人のものは1万5100ルピーまで免除され、貯蓄拠出は所得税の40%とされ、最初の強制貯蓄を控除しても、可処分所得が月2,000ルピー以上のときは、超過分にさらに強制貯蓄が課せられる。会社の強制貯蓄は、免除所得の50%とされるが、非伝統的商品の輸出に従事する会社には、緩和救済が講ぜられる。(b)民間のスターリング会社、大商事会社のトップ管理職には、給与手当等が年30万ルピー以上のものがあるが、所得申告は正確でなく、公共部門との格差が甚しいので内国歳入法、会社法を改正し、その所得を制限するようとする。

(14) 租税特別措置。政府の宝石公社(State Gem Corporation)に直接または公社経由で宝石を売却するものには、3カ月所得税を免除する。

#### 4. 社会改革政策

すでに述べた所得制限、民間上級管理職の所得の制限

にも見られたように、財政演説は社会的公平化措置とし、つぎのことを提案している。

(1) 土地改革。政府は土地の集積を排除するため、米作地、また個人、私的非公開会社(Private Company)による土地所有制限の立法をする。ただエステートは零細化させないようにし、プランテーション省の統制下におく。超過土地の収用には、補償が支払われる。また寺院が宗教上のサービスを対価に借地権を与えていたビハラ制(Vihara)、デバラ制(Devala)の過剰土地の処分は寺院と協議して特別の措置を取る。

(2) 都市地主制の抑制。(a)貧しい借家人を搾取する都市のスラム地主を根絶する。住宅所有を制限し、各世帯は住む家1戸と他に1戸をもて、さらに世帯員は各1戸を所有できるが、それ以上は住宅局が収用し、これを居住借家人に譲渡する。補償価格は鑑定局と住宅局が協議して定める。住宅建築には床面積2,000平方フィート(185.8m<sup>2</sup>)に制限する。

(3) 農民負債の軽減。仲裁局(Conciliation Board)を改組し、活動範囲を拡大して、債務の清算をさせるようにして、また農村銀行を増設して、この仕事を助けさせる。

(4) 公務員債務の救済。中下級公務員には、各種の貸付金を利用し、毎月の返済金が多く苦しんでいるものがあるので、給与支払場所に拠出制信用審議会を置いて、借入先を統合し、賦税金を小さく、金利も引下げるようにする。

(5) 独占的企業の統制。商業・サービス業務で独占的地位をもつ企業には、外貨を出さないなど、その行動が國益を損ね、政府政策に反するものがあり、政府は必要に応じて、支配的所有権を取得して、正しい活動をさせるようとする。

(6) ホワイトカラーの肉体労働。ホワイトカラーと民衆との接触を保たせるため、公共部門の事務職員に1年に1~2週間強制的に肉体労働に従事させる。

\* 各節の見出しあは筆者の付したもの。

#### 2. 中期5カ年計画の概要\*

(1971年11月10日発表)

##### 1. 目的、戦略

基本戦略は、雇用問題解決と長期成長への基盤確立におり、(a)豊富に利用できる労働力の極大使用、(b)限られた外貨を最有效地に使用する投資政策、(c)農業の緊急開発と多角化による食糧輸入削減、(d)重点主義による既存工業能力の完全利用と選択された工業の拡張と新設、(e)新輸出部門の開発、(f)住民の参加する地方レベルでの開発プロジェクトの作成実施をはかる。目的としては、(a)長

期的成長に必要な経済の構造変革の遂行——工業材料供給の基本工業、新製品・非伝統的商品を開発する農業、工業の新部門、小保有農業の近代化など、(b)国際収支の赤字増、失業者増加など当面の問題解決の短期措置の実行、(c)不要な消費の除去と所得再分配措置による社会的緊張の緩和、(d)住宅・衛生施設の改善による低所得層の生活条件の向上、必需食料・消費財の増産による栄養水準の引上げ、(e)農村社会の再生、農業近代化、農村工業の振興による青年の農業参加などの目的を達成しようとするものであるが、これらを成功させるポイントは国民の熱意、努力である。

こうした見地から、生産増大は、既存の能力、余力の最大限の利用開発と土着の技術、労働力、原料を利用する新産業の設立に重点がおかれ、乏しい外貨を使用するプロジェクトは他部門の産業に材料を供給するものに限るようにされる他は、労働者・農民の生産者の意欲を高めるため、教育改革によりカリキュラムを生産的なものに改め、適正な所得利潤を保証するように、肉体労働者と管理職との給与格差の是正、古い給与体系の改革、農民への所得保証価格支持、生計費の安定、独占資本家商人の不当利潤抑制を行ない、行政を分権化し行政官と住民との協力、地方開発審議会への住民参加を進め、さらに生産手段の社会的統制をはかり、人口計画を普及させる必要がある。

## 2. 投資と貯蓄および雇用計画

5カ年計画は、150億ルピーの投資によって、国内総生産は1970年の117億6000万ルピーから1976年168億2200万ルピーとし、年間8.3%の増加を見込み、人口増を年2.1%として1人当たり所得が1970年の919ルピーから1976年1,150ルピーにすることを目的としている。投資財源は、純外匯資金による分は15億ルピーで大半は国内貯蓄によるため、GOPに対する貯蓄率を現在の12.5%から17%に引上げ、追加所得への限界貯蓄率を26%に高める。政府部門では、非生産的支出を抑え、増加所得

### 農産物生産目標

		1970年	1976年			1970年	1976年
茶	百万ポンド	468	550	パッショングルート	百万ポンド	10	75
ゴム	"	351	400	カシュー	千CWT	18	67
ココナット	百万個	2,632	3,000	ココア	"	50	59
穀米	百万蒲式耳	77	116	ミルク	1日千ペイント	850	1,400
砂糖	千トン	8	50	肉	百万ポンド	93	119
とうからし	千CWT	125	600	卵	百万個	278	342
玉ねぎ	"	716	2,400	魚	千トン	107	170
豆	"	50.7	265	木材	百万立方フィート	6	12
とうもろこし	"	409	660	綿花	トン	380	18,000
パイナップル	千トン	68.7	155.3	生糸	千ポンド	—	106

を吸収する財政措置をとり、経費剩余を1972年の1.2億ルピーから1976年3.8億ルピーにし、また政府所有工商業の経営も改善して貯蓄を増大させ、民間部門の貯蓄は1972年20.2億ルピーから1976年25億ルピーに高め、5カ年合計113億ルピーをみこむものとする。

また計画期間中の追加雇用は81万人とされ農業が30

### 5カ年計画の投資額と追加雇用数

	投資額 (100万ルピー)	(公共部門)	%	雇用追加 (1000人)
農業	3,000	1,700	20.2	300
鉱工業	2,240	1,240	15.1	165
建設	4,300	260	29.0	60
運輸・通信・動力	2,480	2,290	16.7	285
サービス	850	550	5.7	—
資本置換	1,000	500	6.7	—
固定投資計	13,870	6,540	93.6	—
在庫	950	500	6.4	—
合計	14,820	7,040	100.0	810

万人を占めるが、この計画に吸収されずに残る失業者29万人には臨時の特別公共事業就業計画を実施する。

### 3. 部門別計画

(1) 農業 計画期間中の成長率は年5%とされ、マハベリなど大灌漑事業の他に、茶・ゴム・ココナット・米・補助食料の増産が行なわれる。水産は年間純生産追加5.5万トンを目的とし漁船の機械化、漁港改善、養殖などに努める。

(2) 工業 工業は雇用増、現地原料利用で外貨使用の少い中小工業、農村工業とまた他部門に材料を供給して外貨を節約する公共部門の基本工業とが中心となる。公共部門工業投資は5カ年で12.4億ルピーとされ、このうち紡織、製紙、尿素、イルメナイト、亜鉛メッキなどプロジェクトに7.2億ルピーの投資が行なわれる。公共部

門の生産は現存能力の活用も含め、1970年7.3億ルピーから1976年14.8億ルピーと倍加する。

(3) 輸出 5カ年計画の目標とする成長率達成には、輸出が現在の20億ルピーから1976年27億ルピーに引上げられねばならず、輸出拡大の投資、輸出奨励措置が必要となる。茶、ゴム、ココナットの3大伝統的輸出品の役割は、1976年でも輸出の65%を占め、品質改良、増産がはかられる。肉桂、胡椒、黒鉛、イルメナイト等の小輸出品の輸出は1970年1.9億ルピーから1976年2.9億ルピーに増大する。

(4) 外国投資 外国投資はセイロンの経済開発に寄与し、資金のみでなく経営・技術輸出、市場開拓も行なう。外資は観光業、国内原料を利用し、輸出を助け、必要な技術機械を提供する工業への投資で一般にセイロン人が株式の多数を所有する合弁事業が望まれるが、例外も認められる。利潤送金は資産の維持に必要な積立てを除いて許される。

(5) 観光 観光等への投資は3.7億ルピーを予定し、ホテル・ベッドは1976年に4,340に拡大し、保養地開発、みやげ物販売、航空拡大などもはかられる。

#### 4. 社会資本開発

(1) 教育 従来の教育制度を改革し、カリキュラムに技術的要素を取り入れ、教育施設のアンバランスの是正と質の向上、地域に適した教育の普及、開発に必要な応用研究の拡大、高等教育の多様化をはかる。

(2) 保健 5カ年計画では、予防衛生サービスの向上をはかり、また家族計画によって出生率を統制し、母子福祉センターの普及強化をはかる。

(3) 住宅 住宅政策は、低所得住宅供給の拡大、個人または協同組合経由での住宅建設者への援助に重点をおき、奢侈的住宅の抑制、土地財團による適正価格での土地供給、水道電気などの基本的設備のある団地の供与、住宅ローン拡大などを進める。

\* 各節の見出しが筆者の付したもの。

### 3. 憲法草案の大綱

(1971年12月29日提出)

#### 前文

第1章 人民、主権、国家。1. スリランカ共和国 Republic of Sri Lanka (自由、主権、独立の共和国), 2. 単一の国家, 3. 人民の主権, 4. 国民議会, 5. 国権の最高機関 (国民議会は人民の立法権を行使し、大臣会議を経由して行政権を、裁判所その他の法律で設置される機関を通じて司法権を行使する)。

第2章 仏教。6. 仏教 (国民大多数の宗教たる仏教に正当な地位を与え、国はその保護、育成の義務があ

る。ただし他の宗教にも良心、信仰の自由—18項(1)(d)が保証される)。

第3章 言語。7. 公用語 (1956年公用語法によりシンハラ語とする), 8. タミール語の使用 (1958年タミール語法による), 9. 立法の言語 (法律はシンハラ語で制定するが、タミール語の翻訳を作る), 10. シンハラ語による刊行と既存の英語の法律の廃止, 11. 法廷の言語 (シンハラ語とするが、北部、東部では国民議会の法律により別の規定がされうる)。

第4章 一般規定。12. 現行法律, 13. 法令の解釈, 14. 共和国の特権義務。

第5章 國家政策の原則。16. 國家政策の原則 (共和国は社会主義的民主制の確立に進むことを誓約し、権利・自由の完全な実現、完全雇用の保証、国土の急速な開発、社会生産物の公平な分配、財産の共同的協同組合的の所有の発展と人による人の搾取の終止、などを進め、また領土、独立、主権の保全、国民統一の強化、經濟的・社会的特権の廃止、政府の民主的機構と国民の参加の拡大、人民の文化・言語の発展、社会福祉の保証、すべての宗教信条が実現できる經濟的・社会的環境の実現、平和と国際協力の促進をはかる), 17. 國家政策原則は法的権利、強制力をもたない。

第6章 基本的権利と自由。18. 基本的権利と自由 (省略)。

第7章 共和国の大統領。19. 國家元首, 20. 行政の長、最高指揮官, 21. 大統領の権限と機能, 22. 特赦の供与, 23. 訴訟からの免除, 24. 大統領の給与, 25. 大統領の任命と就任, 26. 大統領の任期 (4年), 27. 助言に基く大統領の行為, 28. 大統領代理。

第8章 国民議会 一般規定。29. 国民議会の議員数 (選挙区画委員会の定める数), 30. 国民議会の有効な構成, 31. 忠誠の宣誓, 32. 議長、副議長、委員長, 33. 開会中の議事統括者, 34. 定足数 (第1回議会では20人以上、その後30人以上), 35. 国民議会の書記, 36. 国民議会議席の空席, 37. 議事規則, 38. 国民議会の特権、国民議会の手続きは裁判の対象とならない, 40. 国民議会の任期 (6年), 41. 会期 (1年最低1回召集、1会期4カ月以内), 42. 第1回の国民議会 (憲法開始直前の議員で構成), 43. 初代の総理大臣 (憲法開始直前の首相をあてる), 44. 国民議会の立法権, 45. 立法権の不可委任性。

第9章 法律制定と決議の手続き。46—50 (省略)。

第10章 憲法と憲法に反する法律を改正する特別手続き。51—65 (省略)。憲法裁判所などを規定)。

第11章 国民議会の構成。選挙権, 66. 投票権年齢 (18歳以上), 68. 市民権法, 69—70 国民議会議員の

適格、不適格性, 71—73 (省略自由, 秘密選挙, 選挙権, 既存の選挙法の継続), 74—79 (省略。選挙区の区画, 区画委員会の任務, 選挙区の告示, 選挙区の再区分など。人口 7万 5000 人につき 1 選挙区1,000平方マイル毎に 1 区追加), 80—83 (省略。選挙管理委員会について)。

第12章 財政の統制 84—90 (省略。議会の財政統制権, 国庫統合資金, 緊急資金, 会計検査委員長など)。

第13章 行政 91—104 (省略。大統領, 大臣会議, 総理大臣, 各省大臣, 副大臣, 大臣会議など), 105—120 (省略。国家上級職員 (State Officer) の定義, 任命, 移動, 年金, 国家サービス審議会 (State Service

Advisory Board), 国家サービス懲戒提訴委員会, 各局長等の任命, 兼職禁止など)。

第14章 公務員のサービスの継続。121—122 (省略)

第15章 司法行政。123—133 (省略。国民議会による裁判所の設置, 控訴裁判所, 最高裁判所, 巡回裁判所, 裁判官その他司法行政関係公務員の任免, 移動, 懲戒, 裁判官の独立性など)。

第16章 公共の安全 (Public Security)。134. 公共の安全 (公共安全令が準用されるが, 首相が大統領に緊急事態の存在または切迫を助言すると大統領は非常事態を宣言する)。

## 主要統計

- 第1表 総人口、産業別人口、失業者数  
 第2表 国民総生産  
 第3表 国民総支出  
 第4表 部門別国内総生産  
 第5表 財政収支とその金融  
 第6表 各省別歳入予算  
 第7表 主要歳入、歳出項目  
 第8表 政府債務  
 第9表 通貨供給量  
 第10表 工業生産額

- 第11表 主要農産物の生産と輸出  
 第12表 貿易  
 第13表 主要国別、商品別貿易  
 第14表 國際収支の赤字とその金融  
 第15表 セイロンの对外資産、國際流動性  
 第16表 外国援助  
 第17表 コロンボ生計費指数  
 第18表 最低賃金指数  
 第19表 労働争議

第1表 総人口、産業別雇用人口、失業数(1,000人)

	1963年 センサス	1971年 10月9日 センサス
総人口	10,582.0	12,747.7
(コロンボ市)	511.6	563.7
	1963年	1970年
産業別雇用計	3,197	3,931
農業	1,692	1,972
鉱業	10	22
工業	312	446
建設	80	167
商業・金融	287	445
運輸・通信	132	221
	計	都市 農村 エス テート
失業者数(1968年)	447.9	94.1 309.3 44.5
(男子)	314.0	68.0 210.6 35.2

(出所) 世界銀行調査報告、統計局調査 Ceylon Daily News による。

第2表 国民総生産

	1969年	成長率%	1970年	成長率%	予想成長率%
国民総生産 (100万ルピー)	10,748	9.5	11,618	8.0	*
名目	9,316	5.1	9,695	4.1	3.1
1人当たり (ルピー)	877	7.3	928	5.8	
名目	759	2.7	775	2.1	▲1.0
実質					

\* 財政演説。

第3表 国民総支出 (100万ルピー市価)

	1969年	%	1970年
民間消費	8,412		8,945
公共消費	1,471		1,648
国内総資本形成	2,276		2,354
合計	12,159		12,947

第4表 部門別国内総生産 (100万ルピー)

	1969年 名目	1970年 実質	1970年 名目	1970年 実質
農・林・水産業	3,732	3,276	3,949	3,395
鉱業	69	55	84	65
製造業	1,311	1,260	1,434	1,335
建設	646	519	771	598
電力・運輸・通信	1,076	916	1,202	933
商業・金融	1,842	1,481	1,945	1,507
住宅	388	291	399	301
行政・国防	469	445	516	459
サービス	1,322	1,139	1,458	1,184
合計	10,856	9,384	11,760	9,781

(出所) 中央銀行年次報告。

第5表 財政收支とその金融

(100万ルピー)

	1969/70年 (10月～9月)	1970/71年修正予算 (10～9月)	1971/72年原案 (10～12月の15カ月)
歳出			
経常	2,702(1,941) <sup>a)</sup>	2,993(2,098) <sup>a)</sup>	4,048 — 4,173 <sup>b)</sup>
資本(減債基金含む)	987( 498) <sup>a)</sup>	1,076 (401) <sup>a)</sup>	1,570 — 1,866 <sup>b)</sup>
前貸、予算外支出	194	186	125
支 出 計	3,883	4,255	5,743
歳入計	2,737(2,236) <sup>a)</sup>	2,824(2,227) <sup>a)</sup>	4,130 — 3,960 <sup>c)</sup>
赤字	△1,146	△1,431	△1,513 △1,683 <sup>c)</sup>
金融			
国内非銀行借入	361	618	640
行政借入	10	—	—
プロジェクト援助、贈与	79	115	162
商品援助	273	323	500
中國〈借款〉	—	100	50
食糧買入れ信用	—	169	—
現金バランス引出し	△ 31	18	—
国内銀行借入	454	88	161
計	1,146	1,431	1,513

a) 10月～7月計 b) 支出節約前 c) 与党修正で1.7億ルピー減のもの。

(出所) 財政演説。

第6表 各省別歳出予算

(100万ルピー)

	1970/71年修正 (10～9月)	1971/72年原案 (10～12月の 15カ月)
大蔵省	687.9	1,035.8
教育省	562.5	735.5
灌溉・動力・道路省	435.5	568.5
内外商業省	506.7	885.4
行政・地方自治・内務省	325.1	468.7
農業・土地省	256.0	367.1
通信省	215.7	276.3
工業・科学省	141.4	152.9
住宅・建設省	71.4	113.1
国防・外務省	203.3	371.8
(陸軍)	81.0	151.7
(海軍)	23.7	36.6
(空軍)	20.9	40.1
計画・雇用省	266.6	112.4
情報・放送省	...	10.0

(出所) Ceylon Daily News, Nov. 6. 1971.

第7表 主要歳入・歳出項目

(100万ルピー)

	1970/71年修正 (10～9月)	1971/72年原案 (10～12月の 15カ月)
歳入計	2,824	4,130 3,960 <sup>a)</sup>
一般売上税・取引高税	325.0	432.5
アルコール・タバコ消費税	301.4	414.5
関税	輸入 276 輸出 268	334.2 356.9
FEEC 売却	390	533
専売益金	149	263.9
新増収	—	312 142 <sup>a)</sup>
経常支出計	2,993	4,173 4,048 <sup>b)</sup>
人件費	...	1,613
食糧補助	464	823
利子	305.5	484
年金	175.2	286
FEEC	...	113
資本支出計	1,076	1,866 1,570 <sup>b)</sup>
減債基金	249	384
農業	...	637
工業	...	193
灌溉・動力・通信	...	311
社会資本	...	237
行政・国防	...	104

a) 一部修正すみ後, b) 支出節約後の予想。

(出所) ペレーラ蔵相財政演説, Ceylon Daily News, Nov. 6. 1971.

第8表 政府債務 (100万ルピー)

	1969年10月	1970年10月	1971年10月
外債 { グロス ネット }	1,358	1,578	1,796
	1,320	1,549	1,763
内債 { グロス ネット }	5,523	6,299	6,991
	4,905	5,678	6,344
合計 { グロス ネット }	6,881	7,877	8,788
	6,225	7,228	8,107

(出所) 中央銀行月報。

第9表 通貨供給量 (100万ルピー)

	1969年	1970年	1971年 9月
現金通貨	1,213	1,090	1,306
(公衆保有) A	1,084	935	1,134
預金通貨	1,734	2,063	2,061
(公衆保有) B	847	1,031	1,012
通貨供給量(A+B)	1,883	1,966	2,146
増減	△ 30	+ 83	+ 179
通貨増加要因	+ 471	+ 569	+ 413
対外資産増	△ 299	△ 1	+ 267
市銀の対民間貸出	+ 226	+ 147	+ 50
銀行の対政府貸出	+ 542	+ 424	+ 94
調整項目	+ 2	△ 1	+ 2
通貨収縮要因	△ 501	△ 485	233
民間定期・貯蓄預金増	△ 194	△ 167	△ 83
市銀負債増			△ 70
中銀負債増	△ 379	△ 194	△ 78
政府現金増	+ 72	△ 124	△ 2

(出所) 中央銀行月報。

第10表 工業生産額 (100万ルピー)

	1969年	%	1970年	%
食料・飲料・タバコ	641.8	39.5	684.5	35.2
織維・皮革品	267.1	16.4	282.7	14.5
木材・木製品	18.0	1.1	21.2	1.1
紙・紙製品	62.3	3.8	65.0	3.3
化粧製品	157.8	9.7	159.0	8.2
石油・石炭製品	11.0	0.7	191.0	9.8
ゴム製品	52.8	3.2	56.4	2.9
プラスチック製品	28.2	1.7	32.8	1.7
非金属鉱品	123.3	7.6	138.8	7.1
鉄鋼	28.8	1.8	38.9	2.0
機械・金属製品	226.2	13.9	256.1	13.2
その他共計	1,626.8	100.0	1,945.0	100.0

(出所) 中央銀行年次報告。

第11表 主要農産物の生産と輸出

	1969年	1970年	1970年 1~9月	1971年
紅茶(100 万ポンド)	生産	484	468	349
	輸出	445	460	369
	輸出額 <sup>b)</sup>	1,062	1,120	897
ココナット (100万個)	生産	333	351	257
	輸出	315	354	271
	輸出額 <sup>b)</sup>	431	440	345
穀米(100万ブッシュル)	生産	2,440	2,447	...
	輸出	890	870	635
	輸出額 <sup>b)</sup>	221	237	71
生産	65.9	76.8	(79.5) <sup>a)</sup>	

a) 1971年目標 b) 100万ルピー。

(出所) 中央銀行月報。

第12表 貿易 (100万ルピー)

	輸入 c.i.f.	輸出 F.O.B.	貿易収支
1961年	1,703	1,732	+ 29
1965年	1,474	1,948	+ 474
1968年	2,173	2,035	△ 138
1969年	2,543	1,916	△ 627
1970年	2,313	2,033	△ 281
1970年(1~9月)	1,721	1,597	△ 124
1971年	1,552	1,469	△ 84

(出所) セイロン中央銀行月報。輸入数字は税関統計を一部修正してある。

第13表 主要国別、商品別貿易

(100万ルピー)

	1969年	1970年	1970年 (1~6月)	1971年 (1~6月)		1969年	1970年	1970年 (1~6月)	1971年 (1~6月)
輸出計	1,875	1,955	999	943	輸出計	1,875	1,995	999	943
イギリス	378.5	454.6	235.8	173.2	紅茶・コーヒー	1,112.8	1,169.7	597.9	552.9
オーストラリア	79.1	71.9	34.1	41.4	ゴム	430.8	439.9	228.1	178.8
インド	25.0	21.0	2.9	2.6	植物油	113.5	123.5	56.0	90.2
パキスタン	47.7	42.3	22.3	39.8	植物繊維	51.6	48.4	25.0	26.5
日本	45.1	66.7	35.6	23.7	ココア	6.9	7.2	3.6	5.3
アメリカ	149.2	143.8	72.2	84.2	輸入計	2,543	2,313	1,224	1,032
西ドイツ	77.4	81.4	38.2	37.3	鉱油	167.1	63.3	40.3	13.3
ソ連	89.4	82.3	35.9	64.9	肥料	65.9	80.9	42.6	36.0
中国	240.2	251.5	125.8	105.1	菓品	32.2	27.4	12.9	13.8
輸入計	2,543	2,313	1,224	1,032	紙、紙製品	63.4	53.0	28.6	22.3
イギリス	443.0	329.7	189.6	117.4	有機化成品	27.6	32.9	14.2	25.6
オーストラリア	103.7	112.1	49.3	86.9	綿花	150.0	159.0	101.7	75.8
インド	212.6	225.6	107.4	138.6	鉄鋼	119.2	101.8	58.9	57.0
パキスタン	75.1	57.8	23.2	40.1	機械	334.4	267.8	144.0	102.8
日本	187.1	195.1	115.1	76.2	車両	251.0	138.5	89.8	30.8
アメリカ	212.6	132.1	59.6	33.9	穀物	268.0	332.1	144.2	128.5
西ドイツ	160.0	139.8	86.8	74.2	穀粉・めん	257.8	262.9	141.5	103.7
ソ連	50.7	39.7	12.0	24.0					
中国	281.9	289.3	144.9	96.8					

(出所) セイロン税関月報。

第14表 國際収支の赤字とその金融 (100万ルピー)

	1969年	1970年	1971年 見込み	1972年 見込み
輸出	1,909	2,011	1,913	1,956
輸入	2,655	2,336	2,400	2,197
貿易収支	△ 746	△ 325	△ 487	△ 241
貿易外収支	△ 97	△ 143	△ 35	△ 23
経常勘定収支	△ 843	△ 468	△ 522	△ 264
資本勘定(純)	△ 392	△ 656	△ 911	△ 697 (グローバル)
赤字計	△1,235	△1,124	△1,433	
金融				
短期信用	185	434	672	
商品援助贈与、プロジェクト援助	272	263	350	
外銀借入	135	111	—	
供給者信用	227	123	—	
IMF引出し	176	85	—	
SDR	77	57	—	
中国援助	—	78	—	
	—	—	150	

(出所) ペレラ蔵相財政演説、世界銀行調査報告。

第15表 セイロンの对外資産、国際流動性

	1965年	1969年	1970年	1971年 9月
对外資産計 (100万ルピー) <sup>a)</sup>	439.9	377.1	402.6	483.0
中央銀行	282.2	165.2	194.0	252.8
商業銀行	91.8	138.4	150.6	171.0
国際流動性 <sup>b)</sup> (100万ドル)	73	40	42	57
中央銀行	59	28	33	47
商業銀行×8月	14	12	10	10

(出所) a) 中央銀行月報、b) IMF統計。

第16表 外国援助

(100万ドル)

	第6次 約束 1970年9 月末現在	1970年9 月末現在	1971年 4月現 在	1970年9 月末	1971年 4月現 在	借款残高 (100万ル ピー)
オーストラリア	6.54	6.45	1.0	...	...	
カナダ	26.65	20.45	9.2	61.0	52.0	
フランス	23.43	13.23	9.0	52.0	52.0	
西ドイツ	30.22	28.84	10.9	202.3	202.3	
インド	16.01	11.6	...	50.5	50.5	
日本	25.45	23.06	8.0	107.8	107.8	
イギリス	57.27	44.06	16.8	224.4	224.4	
アメリカ	77.74	61.17	22.3	399.9	399.9	
世界銀行 <sup>a)</sup>	76.0	6.06	...	151.4	151.4	

ア ジ ア 開 銀	10.6	1.45	...	...
そ の 他	357.74	215.39	77.2	1,345.9
自 由 世 界 共 計				
中 国	...	12.5	8.3	39.1
ソ 連	...	20.2	8.3	75.7
東 ド イ ツ	...	11.8	2.7	117.7

a) 第2世銀含む。

(出所) 世銀調査報告、中央銀行報告。

第17表 コロンボ生計費指数 (1952=100)

	1969年	1970年	1970年 (1~10月平均)	1971年 (1~10月平均)	%変化
総 合	130.5	138.2	138.0	140.7	+ 2.0
食 料	127.9	136.6	136.4	137.8	+ 1.0
衣 料	130.9	137.3	136.9	144.1	+ 5.3
光 熱	124.9	136.1	135.6	140.7	+ 3.8
家 賃	108.4	109.8	109.8	109.8	—
その他の	147.1	153.2	152.9	158.4	+ 3.6
国産品	134.3	142.9	142.6	147.4	+ 3.4
輸入品	123.5	129.3	129.4	128.9	△ 0.4
輸出品	148.2	157.3	156.7	159.0	+ 1.5

(出所) 中央銀行月報、1971年11月号。

第18表 最低賃金指数 (1952=100)

	1969年	1970年	1970年 (10月)	1971年
民間 農業	名目	138.8	140.2	140.3
	質実	106.3	101.5	101.2
工業	名目	161.7	166.1	171.6
	質実	123.9	120.9	124.4
商業	名目	141.2	142.9	143.6
	質実	108.2	103.4	103.6
政府 中央	名目	157.3	171.3	171.3
	政府	120.4	124.0	123.5
教員	名目	132.5	141.1	141.1
	質実	101.5	102.1	101.7

(出所) 中央銀行月報。

第19表 労働争議

	1968年	1969年	1970年
争議件数	197	189	269
(プランテーション)	171	146	217
参加労働者(1,000人)	77	63	86
(プランテーション)	66	57	77
喪失労働日(1,000日)	988	464	949
(プランテーション)	722	406	841

(出所) 中央銀年次報告。